

文教厚生委員会記録

令和6年1月9日開催

- 1 日 時 令和6年1月9日(火) 9:59~14:21
- 2 場 所 委員会室
- 3 出席委員 金久委員長 奥田副委員長
荒谷委員 幸坂委員 福島委員 広浦委員 水谷委員
福谷委員 久米委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 正副議長 藤本議長 武田副議長
- 6 傍聴議員 横田議員 渡部議員 住友利広議員 星加議員 喜多議員
西川議員 下川議員 橋本議員 住友進一議員 陶久議員
- 7 出席理事者 岩佐市長 西田副市长 坂本教育長 東條政策監
吉村市民部長 荒井環境管理部長 吉岡保健福祉部長
市瀬教育部長 安富市民生活課長 田中人権・男女共同参画課長
山田環境保全課長 松江文化振興課長 清原環境管理課長
小川環境管理事務所長 日下保険年金課長 兼任地域共生推進課長
小坂生活福祉課長 東條介護保険課長 中田こども課長
高山保健センター所長 山下教育部参事 田上教育総務課長
阪本学校教育課長 岐人権教育課長 田上スポーツ振興課長
松本学校給食課長 松村図書館長 中川科学センター館長
横手秘書広報課長 他
- 8 事務局 岡部事務局長 近藤議事課長 宮本課長補佐 天川主査
- 9 傍聴者 7名
- 10 記者席 1名

【 会議の概要 】

開 会 9 : 5 9

金久委員長 おはようございます。ただ今から文教厚生委員会を開会いたします。開会に当たりまして一言、御挨拶を申し上げます。この度、文教厚生委員会の委員長を仰せつかりました金久博でございます。奥田副委員長とともに、協力しながら委員会運営に努めてまいりたいと思います。委員の皆様、理事者の皆様には活発な御意見を賜りまして、スムーズな議事進行への御協力をお願いしたいと思います。何卒よろしく願いをいたします。それでは、岩佐市長から御挨拶をいただきます。岩佐市長。

岩佐 市長 おはようございます。そして、改めまして新年あけましておめでとうございます。本日は新年何かと大変御多用中にもかかわらず、文教厚生委員会を開催していただきまして、誠にありがとうございます。また、この度は新しく文教厚生委員として金久委員長様、そして奥田副委員長様をはじめ、8人の議員様に御就任いただけたわけですが、どうか十分な御審議を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

初めに、1月1日に発生いたしました令和6年能登半島地震によりお亡くなりになられた方に謹んで哀悼の意を表しますとともに、被災されました方々に心からお見舞いを申し上げる次第でございます。ここで、この場をお借りいたしまして、本市における能登半島地震への対応につきまして御報告をさせていただきます。

現在、阿南市被災地支援対策本部を設置し、情報収集に当たっております。また、今月4日に関西広域連合災害対策支援本部会議がオンラインで開催され、被災自治体ごとに構成府、県、市を割り振るカウンターパート方式で支援することが決定されまして、徳島県は輪島市を受け持つこととなっております。従いまして、被災地への人的、物的支援につきましては、正式な要請は県を通じて行われる予定となっております。

また、支援物資につきましても、県などを通じて、要請があれば対応できるよう、現在、準備をしておりますが、本市独自の取り組みとしまして、今月5日から市役所1階の総合案内横におきまして、令和6年能登半島地震災害義援金募金箱を設置をし、義援金を受け付けております。集まった義援金は日本赤十字社を通じて救護活動支援及び復旧支援などに役立てられます。今後、人的、物的支援につきましては、徳島県からの要請に基づいた迅速な対応をしまいたいと考えております。

さて、本委員会に提案させていただきます案件につきましては、条例の制定案及び一部改正案が3件、令和5年度一般会計及び特別会計補正予算案が4件の合計7件でございます。詳細につきましては関係課長から御説明申し上げます。

以上、御提案申し上げました案件につきまして、御審議のうえ御承認を賜りますようお願いを申し上げまして、開会に当たりましての御挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

金久委員長 ありがとうございます。本委員会の審査案件は、付託されました市長提出議案7件でございます。

審査に入る前にお願いを申し上げます。理事者の方におかれましては、議案の説明は着席して行っていただいて結構でございます。委員の方々におかれましては、発言の際には挙手をしていただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。それでは、審査に入りたいと思います。

金久委員長 第1号議案 阿南市障がい児福祉基金条例の制定についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。兼任地域共生推進課長。

【理事者説明 兼任 地域共生推進課長】

金久委員長 理事者の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。広浦委員。

広浦 委員 ちょっと教えてください。この基金って今、いくらあるんでしょうか。

金久委員長 兼任地域共生推進課長。

兼任 課長 地域共生推進課の兼任です。広浦委員の御質問に対し、御説明申し上げます。現在、令和5年9月末現在の残金につきましては、2,219万3,829円でございます。以上、御説明とさせていただきます。

金久委員長 広浦委員。

広浦 委員 ありがとうございます。あと1点なんですけれども、今後、障がい児の福祉の増進とあるんですけれども、どのような事業を展開する予定なんでしょうか。

金久委員長 兼任地域共生推進課長。

兼任 課長 地域共生推進課の兼任でございます。広浦委員の御質問に対し、お答えいたします。障がい児の福祉の増進を図るための活用についてでございますが、本市では、阿南市総合計画に掲げる「誰もが安心して健やかに子どもを産み、育てられるまちづくり」を目指し、子育て家庭の経済的支援を基本目標に掲げ、市の独自施策として、0歳から就学前までを対象とした障がい児通所支援事業所等給食費無償化補助金交付事業及び、0歳から2歳児までの児童発達支援事業所等利用者負担無償化補助金交付事業を実施しており、これらの事業について基金を活用したいと考えております。以上、お答えとさせていただきます。

金久委員長 広浦委員。

広浦 委員 ありがとうございます。発達支援とか通所支援とか、なかなかすばらしいサービスだと思うんですけれども、それほどの手厚いサービスをしていたら、この2,219万円というのがすぐになくなりそうなんですけれども、そういった場合はどのようにされていくのでしょうか。

金久委員長 兼任地域共生推進課長。

兼任 課長 地域共生推進課の兼任でございます。広浦委員の御質問に対し、御説明申し上げます。現在、基金活用を考えております障がい児通所支援事業所等給食費無償化補助金交付事業につきましては、令和5年11月時点の見込み額が約75万円、児童発達支援事業所等利用者負担無償化補助金交付事業、令和5年11月末時点での見込み額は約36万円となっております。合計約111万円でございます。この基金を活用した場合、想定される残金から判断しますと、約20年ぐらいで使い切る予定になっております。以上、お答えとさせていただきます。

金久委員長 広浦委員。

広浦 委員 ありがとうございます。

金久委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

金久委員長 質疑なしとの御意見で、質疑を終結いたします。
これより、第1号議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議
ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

金久委員長 御異議なしと認めます。よって、第1号議案 阿南市障がい児福祉基金条例の制定に
ついては原案のとおり可決されました。

質 疑 終 了 ・ 採 決
全 会 一 致 ・ 原 案 の と お り 可 決

第6号議案 阿南市立図書館条例の一部改正について

金久委員長 次に、第6号議案 阿南市立図書館条例の一部改正についてを議題といたします。理
事者の説明を求めます。松村図書館長。

【理事者説明 松村 図書館長】

金久委員長 理事者の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ございますか。久米委員。

久米 委員 先ほども説明の中で新しい図書館という言葉が出てきましたけれども、現在、仮称で
すが、阿南中央図書館という次の図書館についての、建設に向けてのスケジュールと、
また、その場所等についても、答えられる範囲で結構ですけれどもお願いしたいと思います。
ます。

金久委員長 松村那賀川図書館長。

松村 館長 那賀川図書館、松村です。久米委員の御質問にお答えいたします。
建設場所につきましては、まちづくり基本計画のほうで決めました市民会館解体跡地
と考えております。そして、建設のスケジュールでございますが、来年度より、建設に
当たりましての具体的な課題の整理と整備手法の検討を行うこととしておりまして、現
在では建設までのスケジュールは、まだ決まっておりません。以上、お答えとさせてい
ただきます。

金久委員長 久米委員、よろしいですか。ほかにございませんか。荒谷委員。

荒谷 委員 図書館に関連して駐車場の件ですけれども、これ、借地だったと思うんですが、その点どのように取り扱うようになるのでしょうか、予定としたら。これ、図書館に利用する場合だったら関連していると思うんですけれども。これはもうそのまま支払うということになるんですか。

金久委員長 松村那賀川図書館長。

松村 館長 那賀川図書館、松村です。荒谷委員の御質問にお答えいたします。
現在、阿南図書館の駐車場は、御指摘のとおり借地となっております。除却に関して、ここを除却するためにはこの駐車場、なくてはならないものですので、除却が完了するまではお借りすることとなります。その後は、まちづくり基本計画にあります跡地の利用に沿って、まちづくりのほうを考えていくということで今、置いてあります。以上、お答えとさせていただきます。

金久委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

金久委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
これより、第6号議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

金久委員長 異議なしと認めます。よって、第6号議案 阿南市立図書館条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

質 疑 終 了 ・ 採 決
全 会 一 致 ・ 原 案 の と お り 可 決

第10号議案 令和5年度阿南市加茂谷診療所事業特別会計補正予算(第1号)について

金久委員長 次に、第10号議案 令和5年度阿南市加茂谷診療所事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。日下保険年金課長。

【理事者説明 日下 保険年金課長】

金久委員長 理事者の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

金久委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
これより、第10号議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

金久委員長 御異議なしと認めます。よって、第10号議案 令和5年度阿南市加茂谷診療所事業特別会計補正予算(第1号)については原案のとおり可決されました。

質 疑 終 了 ・ 採 決
全 会 一 致 ・ 原 案 の と お り 可 決

第11号議案 令和5年度阿南市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について

金久委員長 次に、第11号議案 令和5年度阿南市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。東條介護保険課長。

【理事者説明 東條 介護保険課長】

金久委員長 理事者の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ありませんか。福谷委員。

福谷 委員 2点ほどお尋ねをします。
介護保険電算処理システム改造等の委託料として370万円、令和6年4月から改正に伴う具体的な、主な改正内容について教えてください。
それともう1点は、先ほど認定調査業務委託料の71万2,000円、医師の意見書の増大ということですが、前年と比べてどのぐらい増大したのか教えてください。

金久委員長 東條介護保険課長。

東條 課長 介護保険課の東條でございます。福谷委員の御質問にお答えいたします。
令和6年改正の介護保険法の改正でございますが、現在、策定委員会において審議いたしておりますので、本年の3月議会にて保険料率であったり、改正内容につきまして、議員の皆様にも事前に御説明いたしたいと思っております。
次に、認定調査費等の委託料でございますが、例年、介護保険の認定審査件数は、4,400人前後でございますが、当年度は4,800人ぐらいになる見込みでございます。以上、お答えとさせていただきます。

金久委員長 福谷委員。

福谷 委員 システム改修の関係については、多分、保険料が上がるということでの改正だと思いますけれども、国のほうのシステムでこの分が改正するというのがないのか、というのが一つ、確認です。

それともう一つは認定の関係、この4,400人が4,800人という見込みですけれども、これだけ増えたという原因は何なのかをお聞きいたします。

金久委員長 東條介護保険課長。

東條 課長 介護保険課の東條でございます。福谷委員の質問にお答えいたします。
介護保険料の保険料率の改定でございますが、介護保険法に基づき、3年に1回定める法定計画でございますので、国から保険料負担の見直しについても示されるものでございます。
介護認定の件数でございますが、コロナ特例で12カ月延長したものが今年度増えている原因となっております。以上、お答えとさせていただきます。

金久委員長 ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

金久委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
これより、第11議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

金久委員長 御異議なしと認めます。よって、第11号議案 令和5年度阿南市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)については原案のとおり可決されました。

質 疑 終 了 ・ 採 決
全 会 一 致 ・ 原 案 の と お り 可 決

第12号議案 令和5年度阿南市夜間休日診療所事業特別会計補正予算(第1号)について

金久委員長 次に、第12号議案 令和5年度阿南市夜間休日診療所事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。高山保健センター所長。

【理事者説明 高山 保健センター所長】

金久委員長 理事者の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

金久委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
これより、第12議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

金久委員長 御異議なしと認めます。よって、第12号議案 令和5年度阿南市夜間休日診療所事業特別会計補正予算(第1号)については原案のとおり可決されました。

質 疑 終 了 ・ 採 決
全 会 一 致 ・ 原 案 の と お り 可 決

第18号議案 阿南市手数料条例の一部改正について

金久委員長 次に、第18号議案 阿南市手数料条例の一部改正についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。安富市民生活課長。

【理事者説明 安富 市民生活課長】

金久委員長 理事者の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ありませんか。福谷委員。

福谷 委員 具体的に私は阿南に戸籍謄本がありますけれども、徳島市へ行って取る場合、何を持って行けばいいんですか。

金久委員長 安富市民生活課長。

安富 課長 市民生活課の安富です。福谷委員の質問にお答えいたします。
本籍地以外のところで、役場で戸籍謄本の請求をする場合につきましては、本人確認資料としまして、顔写真つきのマイナンバーカードであるとか運転免許証をお持ちいただいて、申請していただくこととなります。以上、お答えとさせていただきます。

金久委員長 よろしいですか。水谷委員。

水谷 委員 教えてください。本籍地以外で戸籍謄本が取れるようになるのは、すごく市民にとって使いやすい制度になると思うんですけど、このように変わることで、広報紙とかSNSで何か広報されるのでしょうか。

金久委員長 安富市民生活課長。

安富 課長 市民生活課の安富です。水谷委員の御質問にお答えいたします。
戸籍の請求につきましては法定受託事務になりまして、全国一律の事務になります。国のほうからの通知によりますと、1月中旬頃に新聞等で広報をするような予定になっております。阿南市としましても、広報等を通じて周知していきたいと考えております。以上、お答えとさせていただきます。

金久委員長 水谷委員。

水谷 委員 ありがとうございます。

金久委員長 ほかに、福島委員。

福島 委員 よく相続するときに出生地からずっと死亡まで取る中で、それぞれ各市町村に文書なり、行って取っていた、交付を受けていたんです。非常に便利に、スムーズになると思います。その中でお伺いしたいのは、相続に関する戸籍は全部取れるんでしょうか。変更の戸籍だけ、もしくは除籍とか改製原とか、もし相続しようとしたときに一連の戸籍が全て取れるんでしょうかということをお伺いしたいのと、戸籍の附票も取れるんでしょうか。お伺いいたします。

金久委員長 安富市民生活課長。

安富 課長 市民生活課の安富です。福島委員の御質問にお答えいたします。
まず1点目の相続に関する際の戸籍謄本、改製原であるとか古いものを取れるかという御質問だったかと思いますが、全て取れるようなかたちになります。ただし、2点目の戸籍の附票につきましては、国からの通知によりますと、システムの都合上、附票については取れないと通知ではなっております。以上、お答えとさせていただきます。

金久委員長 ほかに御質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

金久委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
これより、第18議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

金久委員長 御異議なしと認めます。よって、第18号議案 阿南市手数料条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

質 疑 終 了 ・ 採 決
全 会 一 致 ・ 原 案 の と お り 可 決

第19号議案 令和5年度阿南市一般会計補正予算(第7号)について(関係部分)

金久委員長 次に、第19号議案 令和5年度阿南市一般会計補正予算(第7号)についてのうち、本委員会に関係する部分を議題といたします。なお、第19号議案は全員協議会で説明を受けておりますので、直ちに質疑に入りたいと思います。質疑ありませんか。水谷委員。

水谷 委員 いくつかあるので1問1答でお願いしたいと思います。
まず、補正予算説明書22ページのインフルエンザ予防接種費について御質問します。

これは県が実施している65歳以上の高齢者の方等が、インフルエンザの定期予防接種が自己負担半額である800円で受けられる事業でしょうか。

金久委員長 高山保健センター所長。

高山 所長 保健センター、高山でございます。水谷委員の御質問にお答えいたします。
4款1項2目の予防費の、高齢者インフルエンザ予防接種委託料についてでございますが、先ほど御質問にありましたとおり、県が個人負担の分を800円負担するというに伴いまして、追加で補正をお願いするものでございます。以上、お答えいたします。

金久委員長 水谷委員。

水谷 委員 御答弁ありがとうございました。この県の事業というのは、実施期間、令和5年10月1日から令和6年1月15日までで、既に始まっており、もうすぐ終わりを迎える事業の予算になっているかと思えます。阿南市で予算が成立していない中、現状、患者さんの窓口負担は800円で、委託契約医療機関への支払いは予算成立まで待っていただいているような状況なのでしょうか。

金久委員長 高山保健センター所長。

高山 所長 保健センター、高山でございます。水谷委員の御質問にお答えいたします。
接種委託料につきましては、現在、医療機関への支払いを、まだ精算のほうは今後、行っていくということになっております。以上、お答えいたします。

金久委員長 水谷委員。

水谷 委員 御答弁ありがとうございます。これって、県から予算がきて、その後、阿南市で予算成立というかたちになっていると思うので、今後、委託契約医療機関への負担が少ないように、議会の開会日に先議があってもよかったのかなと思ったりもします。インフルエンザワクチンという流行季節が限定されるものであればなおさら、時期を適切に捉える必要があると思うので、迅速な支払いができる体制を今後、取っていただければと思います。

インフルエンザの予防接種について、もう1点、要望をさせていただきます。子どものインフルエンザ予防接種の費用の一部助成事業を実施されているかと思えますけれども、こちらのほうは提携医療機関で受けると、窓口負担が費用から1回1,500円差し引かれた額が請求され、提携外の阿南市の医療機関で受けた場合は、償還払いによる助成金が交付される制度設計になっているかと思えます。

高齢者のインフルエンザ委託医療機関には市内46の医療機関で受けられるようになっています。この46の医療機関以外でインフルエンザの予防接種ができるかどうか、ちょっと私も確認は取っていないんですけれども、年度の途中で新しく医療機関が増えることも考えられますので、市内在住の高齢者の方が普段、かかっている近くの医療機関、どこでもインフルエンザの予防接種を受けたとしても漏れのないように、県の事業と照らし合わせた手厚い制度設計をしていただければと思います。

続いて質問いいでしょうか。

金久委員長 はい。

水谷 委員 続いて、補正予算説明書26ページ、県南部健康運動公園管理費の修繕料について質問します。これはどこの何を修繕するお金なのか、教えてください。

金久委員長 田上スポーツ振興課長。

田上 課長 スポーツ振興課、田上でございます。水谷委員の、県南部健康運動公園管理費の修繕料についての御質問にお答えいたします。

県南部健康運動公園は2007年5月に野球場が完成し、2012年12月にテニスコート全8面が完成、2021年4月に陸上競技場が完成した運動公園で、多くの方に利用されております。しかしながら、野球場及びテニスコートの完成から10年以上が経過し、照明や芝刈り機の修繕などの費用がかさんでいるのが現状でございます。優先順位を考慮しながら修繕してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

金久委員長 今の水谷委員の質問は、どういう内容かと、修繕の主な内容はどのようなものかということですか。

田上 課長 テニスコートの照明と、草刈り機の修繕でございます。

金久委員長 水谷委員。

水谷 委員 ありがとうございます。

続けてお願いします。補正予算説明書20ページの物価高騰対策支援給付金事業について質問いたします。昨年秋の阿南市長選より以前の、令和5年11月2日に、国は住民税非課税世帯1世帯当たり7万円給付の政策を打ち出しています。そして、岩佐市長が阿南市長に就任されたあと、12月定例会開会日以前の令和5年12月14日に、低所得者支援及び定額減税を補足する給付について、国より、詳しくは内閣府地方創生推進室より事務連絡がきているかと思えます。この事務連絡には4点の具体的政策が記されています。

1点目、令和5年度個人住民税均等割のみの課税がなされる世帯。以降、均等割のみ課税世帯と表現させていただきます。均等割のみ課税世帯へ1世帯当たり10万円を支給。2点目、令和5年度住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯の給付加算として、当該世帯において扶養される18歳以下の児童1人当たり5万円を支給。3点目、新たに住民税非課税、または均等割のみ課税となる世帯に対し、10万円支給と扶養されている18歳以下の児童1人当たり5万円の支給。4点目、定額減税しきれないと見込まれる方に調整給付、これは2024年6月から実施される納税者本人と扶養家族対象の所得税3万円、住民税1万円の計4万円を定額減税の調整措置となっています。このように、昨年秋以降、国は住民税非課税世帯だけでなく、均等割のみ課税世帯へと物価高騰対応重点支援対策の対象の方を広げていきます。

そこで質問です。岩佐市長の全世帯一律10万円給付の政策は、令和5年11月2日に打ち出された重点支援交付金を活用し、12月18日の定例会開会日の全協で説明され、議案が提出されました。この12月14日に発表された、国からの均等割のみ課税世帯への10万円給付の政策は、阿南市として御存知でしたでしょうか。もしくは、御存知なかったのか、まず、この1点をお答えください。

金久委員長 小坂生活福祉課長。

小坂 課長 生活福祉課長、小坂でございます。よろしくお願いたします。水谷委員の御質問に

お答えいたします。

今、御指摘の部分でございますが、これは12月22日の閣議決定により文書がきたもので、その閣議決定において正式な文書として受け止めておりますので、この時点では把握はできていなかったということでございます。

金久委員長 水谷委員。

水谷 委員 御答弁ありがとうございます。

とりあえず12月14日の時点で事務連絡としては連絡がきております。内閣地方創生推進室からの事務連絡は、各自治体の担当課に直接連絡があるので、実際、きていらっしゃると思いますし、一般の国民であったとしても、もちろん自分から情報を取りに行く必要がありますが、ホームページから容易に情報を得ることができています。

これらの給付金の基準日の目安は、住民税非課税世帯も均等割のみ課税世帯も同じ、令和5年12月1日となっています。では、今後、均等割のみの課税世帯は、この阿南市の補正予算案が可決されれば、阿南市からの10万円に加えて、今後、予算措置が決定している国からの給付金10万円、合わせて20万円が給付されることになるのでしょうか。お答えください。

金久委員長 小坂生活福祉課長。

小坂 課長 生活福祉課、小坂です。水谷委員の御質問にお答えいたします。

委員御指摘のとおり、均等割のみの課税世帯10万円、低所得世帯、子ども18歳まで5万円ということは、12月22日の閣議決定により承知しております。現在、国からの住民税非課税及び住民税均等割のみの課税世帯については、子ども5万円と均等割り10万円ですが、今議会中に追加補正予算案を提出させていただきたいと考えております。

水谷 委員 もう1回、質問させていただいていいですか。委員長。

金久委員長 今、ちょっと質問の答弁が違いますね。

水谷 委員 もう1回、質問させていただければ。

金久委員長 水谷委員からもう一度、質問を明確にさせていただきたいと思います。

水谷 委員 質問内容と答弁内容が食い違っていたので、もう一度、質問します。

今後、均等割の課税世帯には、この阿南市の補正予算が可決されれば、阿南市からの10万円に加えて、今後、予算措置が決定している国からの給付金10万円、1世帯当たり合わせて20万円が給付されることになるのでしょうか。

金久委員長 小坂生活福祉課長。

小坂 課長 生活福祉課、小坂です。

この均等割10万円につきましても、市長のほうは、市長公約でも、国の交付金を活用しての給付と申しておりますので、この均等割10万円の世帯に対しても既に10万円給付しておりますので、プラス10万円ということにはなりません。ならないと考えております。

金久委員長 水谷委員。

水谷 委員 まだ、均等割の課税世帯というのは国のほうから予算明示はされていないんですけど、先に阿南市がその10万円を給付して、あとから国がやってきた10万円を給付しないということでしょうか。

金久委員長 小坂生活福祉課長。

小坂 課長 失礼しました。この補正予算の給付金につきましては、全世帯一律10万円の予算を見込んでおります。今回、10万円を配布する予定としております。あとで国のほうから均等割10万円という追加がきても、阿南市のほうからは配布する予定はございません。

金久委員長 ちょっと休憩を挟みたいと思います。ちょっと整理をしていただいて、何回か御答弁いただいておりますけれども、質問も何回かしておりますので。再開は11時10分といたします。よろしくお願いいたします。

休 憩 10:55~11:08

金久委員長 委員がおそろいでございますので、少し早いんですが再開をいたします。小坂生活福祉課長。

小坂 課長 生活福祉課、小坂です。休憩前の水谷委員からの、国の打ち出している均等割のみ世帯への10万円についての御質問ですが、市は全世帯一律10万円を先行して給付しますので、国からの10万円につきましては、市が給付したものに財源として活用することと考えております。以上、訂正させていただきます。

金久委員長 よろしいですか。
ほかに質疑ございますか。福島委員。

福島 委員 補正予算説明書20ページ、物価高騰対策支援給付金34億6,800万円に関して2点、質問いたします。

第1点目は、岩佐市長は、全世帯に一律10万円、子ども1人に3万円の給付は「私と私の政策チームが十分に検討を重ねた阿南市独自の給付である」ことを公約に掲げ、当選なされました。そして、選挙前には国の物価高騰対策支援金にふれることなく「全世帯に一律10万円の現金給付を」と訴えながら、当選してから、岩佐市長は「低所得世帯には国の交付金7万円に阿南市から3万円を上乗せ、10万円給付し、その他の世帯には10万円を給付する」と表明されております。

先ほど水谷委員が質問をされましたのも、当然に、阿南市は課税世帯か非課税世帯に分けている。交付要綱は作っていないと思いますが、分けているようです。そうしたら、この10万円を渡すのは当然の話です。「阿南市は課税世帯、非課税世帯で」と新聞にも書いてあるし、市長も所信表明でいっていたでしょう。「課税世帯か非課税世帯に分けてする」と表明されております。しかし、市長公約である全世帯に10万円の一律給付と・・・。

(口々に云うものあり)

福島 委員 黙って聞いてください。

(口々に云うものあり)

福島 委員 いいます。しかし、市長公約である全世帯に10万円の一律給付と低所得の方に重点を置いた政府の経済対策とは制度が異なる別枠で、国から7万円、阿南市から10万円が給付すると考えている方はたくさんいらっしゃいます。別枠ですから、国から10万円くれるし、国から7万円くれるし、阿南市から10万円給付されるといっている方、たくさんいらっしゃいます。こうした市民の声は市長にも届いているのではないのでしょうか。岩佐市長の説明する阿南市給付金は後出しじゃんけん、公約違反、不公平、不公正、市長は公約として公平、公正といっておられますから、不公平、不公正のように思っている方がたくさんいらっしゃいます。そこで、市長の言葉で、公約違反、不公平、不公正でない理由を御説明ください。

第2点目として、国の物価高騰対策の給付金と定額減税は、物価高の影響を最も被っている住民税非課税世帯の方に対して支援を届けることが重要であることから、低所得者に手厚い給付を行い、所得の高いとされる所得税と住民税の納税者には4万円の定額減税となっております。

しかし、岩佐市長の現金給付は国の政策とは真逆で、低所得者に手薄く、所得税と住民税の比較的所得の高いといわれている納税者には手厚い給付となっております。市長選挙の直前に岩佐市長が公約した全世帯10万円一律給付の動向は、全国はもとより、徳島県内の市町村、阿南市民が注視しております。こうした大きな矛盾を抱え、公平、公正を著しく欠いた内容について具体的に申し上げます。

先ほど、水谷委員がいましたように、国は所得税と住民税が非課税の世帯に7万円を給付しますが、阿南市は3万円を給付するといっておりますので、合計10万円の給付になります。国は、住民税の均等割だけ納めている世帯に10万円を給付するといっておりますが、阿南市も課税世帯ということで10万円を給付すると約束しておりますので、20万円の給付となります。所得税と住民税を納税の世帯は1人当たり4万円の定額減税ですが、阿南市は10万円給付となります。試算ですが、3人世帯で試算しますと合計22万円の給付、減税の額となります。

そこで岩佐市長にお伺いしますが、国の物価高騰対策の給付金は、先ほどいいましたように、物価高の影響を最も受けている住民税非課税世帯の方に対して支援を届けることを目的としております。そこでお伺いをいたしますが、岩佐市長の現金給付は国とは真逆で、所得の低い方には手薄く、所得の高い方には手厚い給付となっていることについて、分かりやすく、どうしてか御説明をお願いします。

金久委員長 小休いたします。

小 休 11:15~11:18

金久委員長 再開いたします。
小坂生活福祉課長。

小坂 課長 生活福祉課、小坂です。福島委員の、まず17万円の給付と期待している声に対してお答えいたします。

今回の一律現金給付につきましては、国の交付金を活用すると、終始、御説明させていただいておりますとおり、国の交付金は所得税と住民税が非課税の世帯に対して7万円を給付するものでございますが、公約の一律現金給付につきましては、住民税非課税

世帯には国の交付金7万円に市が3万円を上乗せし、合わせて10万円を給付すると、市長所信においても申し上げたところでございます。今後におきましても、丁寧に市民の皆様へ説明してまいりたいと考えております。

次に、定額減税との関係ですけれども、本市の課税世帯、非課税世帯の区別なく、全世帯一律10万円の給付は、国と同様に物価高対策として実施するもので、国の交付金を活用した市独自の支援策でございます。定額減税は、国において令和6年度税制改正による施策であり、低所得者世帯への支援とは、支援の手法や実施時期が異なるものであるため、丁寧な対応が必要であると考えております。以上、お答えいたします。

金久委員長 福島委員。

福島 委員 御答弁ありがとうございました。

私がいった、市長の、低所得者には阿南市が3万円、税金がかかる人には10万円と感じている人はたくさんいると思います。それは、この選挙公報を見てもそんなことは一つも書いていないんです。選挙が終わったあとで、市長がいいかけた話です。ですから、多くの市民の方は、言葉は悪いですけど後出しじゃんけんといっている。それについてどうお答えするんですかというのに対して、今のような答弁をいただきました。もうそれで結構です、わかりました。

それと次に、2点目の、私が質問をしたのは、国は所得の低い人に手厚い給付をする物価高騰対策。やっぱり所得の低い人が一番影響を受けるんです。所得の多い人は10万円をもらっても、何も意味がないんです。やっぱり所得の低い人が一番、物価高騰対策の影響を受けるので、国の政策として所得の低い人には手厚く、高い人には手薄く4万円の減税だけでなんです。それに対して阿南市は、税金のかかっている人には20万円出すのかと思ったらそうでなかったり、はっきりいって、はっきりしているのは、阿南市の財政調整基金を使って低所得者の人には3万円しか渡さない、同じ税金で。そうかといって、税金のかかっている人には10万円を渡す。これはおかしくありませんかといったんですけど、今、いただいた、私には理解できないんですけど、結構です。

それで、一つだけ要望です。お願いしておきますけど、やっぱり市長選に給付を唱えて初当選した人を、よく新聞などで見ますと3人います。市長が提案したら全部、議会が否決、変えるなりしているんです。ですから、私もこれ、大災害があった、本当にそういう災害に、地籍調査とかそんなのに使うべきなんです。税金がかかっている人に基金を使って支給する必要は、私はないと思っております。ですから、この案には反対をいたします。終わります。

金久委員長 それでは、水谷委員。

水谷 委員 物価高騰対策支援給付金事業について、もう1点、質問します。

今回、物価高騰対策のため、阿南市の全世帯に一律10万円給付の政策となっておりますが、この政策を、生活に困窮しているかどうかを見極めるため一定の基準を設けようとしたり、元旦の能登半島で起きてしまった地震のような災害への救援、対応、復興のように、緊急性があるかどうか判断するための会議や議論をされたのでしょうか。もしくは、何の議論もなく全世帯一律10万円給付と決めたのでしょうか。お答えください。

金久委員長 小休いたします。

小 休 11:24~11:25

金久委員長 再開いたします。
岩佐市長。

岩佐 市長 今、水谷委員からの御質問もございました。今回、この公約を掲げさせていただいたのは、本当に市民の皆様が直面する物価高騰への、本当に悲痛なお声を聞いたからでございまして、1981年度以来41年ぶりの、本当に物価、また燃油の高騰ということで、それに対する緊急的な措置ということで検討をさせていただきました。

この中で、先ほど来、御質問もございしますが、私は今回、選挙戦の間におきましても、この10万円給付に関しては一律で行う、それに当たっては国の支援事業を活用してということは申し上げておりました。こうした中で、新たな支援施策も出てきた中で、先行して市が10万円を一律に給付するものでございます。低所得者、非課税の方におかれましては、先行して国が3万円を支給されておりましたので、今回、後半で出てきましたこの7万円に市が3万円を給付して、合計であれば13万円のかたちになりますけれども、こういうかたちで直面する物価高騰への支援策ということで支援をしていきたいと思っておりますので、御理解いただけたらと思います。

金久委員長 水谷委員。

水谷 委員 すみません、私ちょっと質問とは違うんですけども、多分、今、岩佐市長がお答えいただいたのは、市長選に出るに当たって、公約を作るに当たって、自分の政策チームの中で御議論をされたかと思うんですけども、市長になられて、庁内で職員の方々と一緒に、緊急性があるかの判断とか、会議はされたのでしょうか。

金久委員長 岩佐市長。

岩佐 市長 今回、この緊急性があるのかということに関しましては、やはりこの直面するこの物価高騰ということで、現状の財源に関しても協議をしながら、それを、公約をかたちにしていくための協議は行ってまいりました。

金久委員長 水谷委員。

水谷 委員 もう一度、お伺いします。私、財源についてではなくて、緊急性があるかどうかの判断を会議で議論されましたか。

金久委員長 岩佐市長。

岩佐 市長 直面する、今、この物価の高騰状況でございますので、この緊急性、今の市民の生活を守るためにということでの協議はさせていただきました。

金久委員長 水谷委員。

水谷 委員 では、職員を交えて協議されたのであれば、議事録は残っておりますでしょうか。もし、議事録が残っていないのであれば非公式でされて、公式な議論ではなかったということなのか、お教えてください。

金久委員長 岩佐市長。

岩佐 市長 ただ今、協議に関しては非公式で行っております。

金久委員長 水谷委員。

水谷 委員 協議をされたけれども非公式であって、議事録は残っていないという理解で間違いはないでしょうか。

金久委員長 そういうことで。

水谷 委員 ありがとうございます。この議案に対する私の質問は以上です。意見を述べさせていただきます。

無条件で10万円もらえると聞いたらほとんどの人はうれしいと思いますし、私もうれしいです。しかし、それは行政のする仕事ではないかと思えます。税金を徴収するのにも公務員の方々の人件費や手数料がかかっています。また、給付を行うにも人件費と事務手数料がかかります。1年間の阿南市の個人からの市民税以上の金額を、人件費と手数料をかけて全世帯に対して一律に現金給付することには賛成できません。一般質問でも申し上げましたとおり、全世帯への一律給付ではなく、何らかの基準を設けて、生活困窮世帯や物価高騰の影響を大きく受けている世帯に対して、国の制度に対して拡大して実施する程度にとどめておくほうが行政としてのあるべき姿だと、私は思います。

第19号議案は、原案の物価高騰対策支援給付金事業の部分に反対いたします。それ以外の部分は賛成です。閉会日、物価高騰対策支援事業給付金事業について、修正した修正予算案を提出したいと考えております。以上です。

金久委員長 今のは御意見として。ほかに御質疑ございますか。久米委員。

久米 委員 まず最初に、予算説明書23ページの斎場費のことで、関連するんですが、昨年、この斎場の霊安室のエアコンが稼働していないということをやっと耳にしたんですが、その件について何かお聞きになっていませんか。

金久委員長 安富市民生活課長。

安富 課長 市民生活課の安富でございます。久米委員の葬斎場の空調の故障の質問にお答えいたします。

空調の故障については、そういった事実は・・・。

久米 委員 何か、利用された方が真夏でもないんでしょうけれども、非常に暑かったと、霊安室のほうですよ、霊安室。待合室じゃなくて。聞いていなかったら聞いていなかったでいいんですが、また調べておいてください。それで結構です。

安富 課長 すみません。

金久委員長 調べるということで。久米委員。

久米 委員 それと、20ページの、今、議論されている給付金のことなんですけれども、ここでちょっと教えてもらいたい。国県支出金7億4,808万9,000円がありますけど、これの内訳って分かるんですか。教えてください。

金久委員長 これは、分かりますか。

久米 委員 だから、これと、この34億の中での対比というのが分かればいいわけです。どれだけそれに入っているのかとか。これだけではちょっと分からないので。

金久委員長 予算の財源については、所管は総務委員会になるので。いけますか。
小休いたします。

小 休 11:34~11:39

金久委員長 再開いたします。
小坂生活福祉課長。

小坂 課長 生活福祉課、小坂です。久米委員の御質問にお答えいたします。
国庫支出金の内訳でございますが、16ページをお開きください。16款2項2目、民生費国庫補助金のうち、1節、社会福祉費補助金の物価高騰対策に係る部分、臨時交付金は7億4,281万8,000円。この内訳は、非課税世帯8,500世帯に対する7万円及び、課税世帯の子どもの給付に係る部分、さらに事務費を合計したものでございます。この国庫支出金にある金額との差額の分につきましては、同じこの費目の一番上、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の163万5,000円と、重層的支援体制整備事業交付金363万6,000円が同じ費目のところにあるため、予算上、このように出てきております。以上でございます。

金久委員長 久米委員。

久米 委員 ありがとうございます。
この件については先ほど来から縷々、質問等あり、御答弁もされております。中身については、詳細については私は結構ですけれども、水谷委員からもありましたけれども、この事案は昨年12月の議会に提案が出たことであって、年が明けて、元旦早々に能登半島の大きな災害が発生したことについて、少しは、やっぱり市民の方からも、昨日もよく聞かれたんですけども、先ほどの議論を聞いていたら、基金からあまり出ないような、最終的にはなる可能性もあるんですが、そのあたりが、最終的に基金から出されるお金がいくらになるのかなというところにもなってくるんですが、今の、現時点での詳しい額というのは出てこないし、残高がいくらになるのかということも、先ほど、水谷委員からのことも加味して聞いていたら、ちょっと計算が難しくなる可能性もあろうかと思うんですが。

現状でいえることがあればいくら支出されて、残高としては、基金としてはこれだけ残りますよ、ということ、やっぱり市民の方にもきちっとおっしゃっていただいたほうがいいのかなということと、市民の方からいわれるにも、私も考えるところですけども、この災害というのを目の当たりにしたときに、やはり市長からいわれる物価高騰、経済対策ということもあるんでしょうけれども、生活困窮のための対策というものもあるんでしょうけれども、今なのかというところが、そのあたりの感覚が皆さん、実際は現金給付を今か今かと待たれる方のほうが多いんですけども、この震災があって、それを経験して、それを深く考える方も大変多くいらっしゃるようですので、そのあたりについても、今さらどうしろ、ああしろといっても詮ない話ですけども、この基金についての取り扱い方というのを、これは文教の問題ではないかもしれませんが、今後、真に考えていかなければいけないことだろうと思います。

いえるのは、この委員会で申し上げたいのは、ただ単に、そういうことも踏まえた中で、ぜひ、十分なる市民に対しての、実際、これを可決されていたとして、市民に対す

る御案内を出すときに、もっと詳しい、分かりやすい広報をしてあげないと、市民の方はかなり困惑されるところもあろうかと思しますので、そのあたりも加味して、ぜひ、取り組んでもらいたいと思います。以上です。分かればいってください。基金の話。

金久委員長 基金がいくら残るかということについては、これは・・・。

久米 委員 所管外ですね。

金久委員長 所管外でございますので。

久米 委員 だから、結構です。

金久委員長 あとは要望ということでよろしいですね。ほかに、広浦委員。

広浦 委員 先ほどの質疑、討論の中で、市からの10万円と国からの10万円はあるのか、みたいところで、市から先に、先行して10万円給付して、国からのお金は市がそのまま財調に入れるというような討論があったと思います。その認識でよろしいですかね。

(口々に云うものあり)

広浦 委員 一般会計に入れるんですね。では、公約実現のために、先に先行してということだと思うんですけども、子どもにはいくら給付するのでしょうか。

金久委員長 広浦委員、子どもにはというのは、規定、範囲がありますか。

広浦 委員 18歳以下の子どもにはいくら給付されるのでしょうか。

金久委員長 小坂生活福祉課長。

小坂 課長 生活福祉課、小坂です。広浦委員の御質問にお答えいたします。
本市の子どもについての追加給付は1人当たり3万円としていますが、令和5年12月22日の閣議決定により、国から、住民税非課税及び住民税均等割のみの課税世帯について、1人当たり5万円の給付が示されており、本議会中に追加補正予算案を提出させていただきたいと考えております。

金久委員長 広浦委員。

広浦 委員 先に、3万円、市が払って、あとから子どもにはいくら払うのでしょうか。

金久委員長 小坂生活福祉課長。

小坂 課長 広浦委員の御質問にお答えいたします。
国からの交付金を活用してということですので、市からはあと2万円プラス、合計5万円となることとしております。

金久委員長 いいですか。

小坂 課長 給付に関しては1回で給付する予定としております。

金久委員長 吉岡保健福祉部長。

吉岡 部長 保健福祉部、吉岡です。

先ほどの広浦委員の御質問でございますが、個人住民税の非課税世帯及び均等割のみ課税世帯については、子ども1人当たり5万円の給付をさせていただいて、現在、当初補正予算で要求させていただいておりますのは、今、3万円ということで要求させていただいております。ですので、差額の2万円については補正をさせていただきたいと考えております。

非課税世帯及び均等割のみ世帯以外の均等割、所得割の課税世帯については、公約で申し上げておりますとおり3万円の給付とさせていただきたいと考えております。以上、お答えいたします。

金久委員長 広浦委員。

広浦 委員 じゃあ、子どもの給付に関する部分も国の制度を活用してということなんですね。

あと、国は定額減税のところでも1人当たり4万円の定額減税を示しております。例えばなんですが、夫婦2人、子ども2人のような家庭があったとすると16万円の減税が、国から支援としてあります。その世帯にも阿南市は10万円給付するということですね、質問です。

金久委員長 小坂生活福祉課長。

小坂 課長 生活福祉課、小坂です。広浦委員の御質問にお答えいたします。

先ほど、福島委員のところでも御答弁申し上げましたように、本市の全世帯一律10万円は、課税、非課税世帯区別なく、国と同様、物価高騰対策支援として実施するもので、国の交付金を活用した市独自の施策でございます。定額減税は、国において令和6年度税制改正による施策であり、低所得者世帯への支援とは、支援の手法や実施時期が異なるものであるため、今後、市民の皆様に対しては丁寧な対応が必要であると考えております。以上、お答えいたします。

金久委員長 広浦委員。

広浦 委員 一部分では国の制度を活用して、そこに乗っかってみたいなところもありますし、また、普通に所得税、住民税を納めている方に関しては国の政策は無視して、そこは一切考慮に入れず、市が独自に10万円出しますというようなことになっております。どうしても10万円に合わせるのであれば、例えば今いった16万円の定額減税が受けられるところなんかは6万円返してというような議論があってもいいかなと思いますし、非課税世帯は、10万円に合わせるために7万円というようなこともやっているのです、非常に、やはり制度として、ちょっといびつな感じもしますし、やはり普通に生活できているようなところには手厚くて、非課税世帯に対しては少し、やはりおかしい制度になっております。

正月に能登半島の大地震もあって、そういうところに本来、使われるようなお金というところを、市は今回、これだけに対して3分の1を取り崩そうとされております。その理由が「市民の不安を取り除くため」とおっしゃっていましたが、逆に、そちらのほうが、10万円を給付するほうが、私は非常に不安を感じるところでありますので、これには反対いたします。以上です。

金久委員長 ほかに、福谷委員。

福谷 委員 私は、この物価高騰対策給付事業には賛成、補正には賛成という立場で発言をさせていただきます。

市長はやはり、令和5年度ではさらに、プラス4万円の支出増が見込まれる。そして、やっぱり止まらない物価上昇と家計の負担増には、やっぱり不安を訴える多くの市民の声を聞いてきたと、こういうことで、この物価高騰対策に対して、全世帯に一律10万円、国の資金も活用しながら給付し、なおかつ18歳までの子どもについては1人3万円を加算して給付するという公約を掲げられました。この必要性については、物価高騰の影響を受ける市民の今の暮らしを守る。そのために、市政の最重要課題であると認識しているということでもあります。

また、市長は就任前から「市政はただ1点、市民の幸せのためのみにある」というようなことで、今回、市民の暮らしを守る。能登半島はあとから出てきた問題です。大変な状況にあると思いますけれども、この物価高騰対策、燃料対策に対するお金で、明日は我が身の東南海大地震に備えてください。分けて考えていかないと、何もかも一緒にするのはではなく、今はやはりこの物価高騰対策に苦しむ市民の皆様の経済的、あるいは心理的な不安を和らげていくことが、今、取り組むべき市政の最重要課題であるということ、今回の補正予算については私は賛成し、地域経済を明るく、そしてよくするために、この補正予算については賛成するというのでの御理解をいただきたいと思えます。

もう1点。具体的に市民の方が「いつくれるのか」というかたちを要望しています。具体的に、2月の中旬くらいかな、発送するということですが、そのときに、例えば身分証明書、それから振込先というようなものをそろえていかなければいけないということなんですけれども、具体的に、その申請書についてどのようなものを準備しておけばいいのかということが、今の段階で分かるのであれば教えてください。

金久委員長 小坂生活福祉課長。

小坂 課長 生活福祉課、小坂です。福谷委員の御質問にお答えいたします。

今、要綱案の中にも様式を盛り込んでおりますが、申請書のほかに、その方の受取口座の金融機関、口座番号、名義人が分かるものの写しを添付していただくこととしております。また、代理で申請される場合につきましては、その代理による方の本人及び代理人の確認添付書類が必要となることとしております。以上、お答えいたします。

金久委員長 福谷委員。

福谷 委員 じゃあ、その申請書が届いたら、本人確認は要らないんですね。

金久委員長 小坂生活福祉課長。

小坂 課長 福谷委員の御質問にお答えいたします。

世帯主に対して申請書がまいります。その申請書、世帯主と同じ名義の通帳ですので、本人確認は必要ございません。

金久委員長 よろしいですか。
福島委員。

福島 委員 一つだけ質問させてください。阿南市は課税世帯、非課税世帯で分けるそうです。そ

れで、実は市民の中には申告していない方がたくさんいるんです。それで、その件数は何件ですかということは聞きません、調べないと分からないので。無申告世帯についてはどこを適用するのでしょうか。それだけお伺いします。

金久委員長 小休いたします。

小 休 12:00~12:01

金久委員長 再開いたします。
小坂生活福祉課長。

小坂 課長 生活福祉課、小坂です。福島委員の御質問にお答えいたします
未申告の世帯に対しましては、申告をしていただけるよう周知、お願いしてまいりたいと思いますが、未申告のままである世帯に対しましては課税世帯、均等割世帯以外の、その他の、それ以外の世帯として一律10万円及び、子どもに対しては3万円の給付を行っていくこととしております。

金久委員長 よろしいですね。
安富市民生活課長。

安富 課長 市民生活課の安富です。先ほどの、久米委員の葬斎場の空調の故障についてお答えいたします。
現場に確認いたしましたところ、空調について故障はしていないということでございます。以上、お答えとさせていただきます。

金久委員長 それでは、委員からいろいろな御意見がございましたので、これより第19号議案を挙手により採決いたしたいと思っております。なお、委員の皆様にあらかじめ申し上げますが、挙手しない委員は反対とみなします。本件を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(可否同数)

金久委員長 可否同数でございます。よって、委員会条例第17条の規定によりまして、委員長において本件に対する可否を裁決いたします。本件について委員長は原案のとおり可決いたします。

よって、第19号議案 令和5年度阿南市一般会計補正予算（第7号）についてのうち、本委員会に関係する部分は原案のとおり可決されました。

質 疑 終 了 ・ 採 決
可否同数による委員長裁決 ・ 原案のとおり可決

金久委員長 ちょうど時間が参りました。一般質問で通告がありますので、休憩といたしたいと思っております。再開は、午後1時からとさせていただきますと思っております。

金久委員長 これより、午前に引き続き、文教厚生委員会を再開します。
午前中で、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしております。

一 般 質 問

金久委員長 これより、本委員会の所管にかかります一般質問をお受けしたいと思います。なお、通告がなされておりますので、どなたからでもお願いをいたします。福島委員。

福島 委員 それでは質問をさせていただきます。10月1日に、羽ノ浦町情報文化センターで開催されたタウンミーティングで、岩佐市長は羽ノ浦小学校の現地建て替えについて「市道を挟むことで子どもたちの安心、安全は確保できない。旧共栄病院跡地への小学校の移転は大きなメリットがあるので、皆様との住民合意を図って進めていくべきと思います」と述べております。「羽ノ浦小学校については現地建て替えがいいのか、他の場所がいいのか、あまり時間をかけることなく皆様の意見を聞き、住民合意を図っていく」とも述べておりますが、どのような方法で意見を聞き、また、アンケートはどのような内容で、何月に実施されるのかお伺いいたします。

2問目として、共栄病院跡地は既に売却されたとお聞きしていますが、羽ノ浦小学校を移転する住民合意ができた場合、用地取得はどのように対応なさるのででしょうか。

質問3として、昨年12月26日の星加議員の一般質問で、市長は「徳島県厚生連を訪問し、羽ノ浦小学校の移転先として旧共栄病院跡地を検討していることを説明し、協力要請を行った」とお聞きしておりますが、「何月何日に訪問し、どのような御回答をいただいたのか」との質問に対し、市長は挨拶のため訪問したことはお認めになりましたが、訪問日時や市長の協力要請に対する答弁はございませんでした。そこで、再度お伺いしますが、旧共栄病院跡地を羽ノ浦小学校の移転先にしたいとの市長の協力要請にどのような御回答をいただいたのでしょうか。また、訪問日時が不明の場合は県議会選挙の前、もしくは何月中旬でお答えください。

次に、羽ノ浦小学校の現地建て替えの方針は岩浅嘉仁元市長のときに決まっております。今から約6年前の平成30年3月議会の代表質問で、羽ノ浦小学校の改築について、「以前より教育委員会内部で移転改築の方向で検討していましたが、地元から現在の場所での改築を望む声があることから、まずは現地での建て替えの方法や手順等について検討を重ねているところ」としております。そして「学校に隣接する土地を活用しての改築の可能性を検討する」とも答弁されております。

さらに令和元年9月議会の代表質問で、これまた元岩浅嘉仁市長、当時の西田副市長が「羽ノ浦小学校については、羽ノ浦支所及び阿南市羽ノ浦地域交流センターを取り除き、その跡地と現在の学校敷地を合わせて、建設予定地として新たに建て替えることを基本的な考え方として調査研究を行う」と答弁されております。元阿南市長の岩浅嘉仁さんの後を引き継いだ、前市長の表原立磨さんは、岩浅嘉仁元市長の羽ノ浦小学校現地建て替えの基本方針を支持され、住民合意が図られていることから、この基本方針どおり、羽ノ浦小学校用地としてJA東とくしま羽ノ浦支所用地を購入し、PTAや保護者への説明会、町民にかわら版等で羽ノ浦小学校整備計画のお知らせなどを配布しておりました。

そこで、岩佐市長にお伺いしますが、昨年10月に羽ノ浦町情報文化センターで開催されたタウンミーティングで、岩佐市長は「羽ノ浦で大きな問題になっているのが羽ノ

浦小学校の建て替えの件です。これも、トップダウンで現地建て替えするという方向で決まっています」と発言されておりますが、こうした、羽ノ浦小学校現地建て替えの経緯や歴史を御理解されたうえで御発言だったのでしょうか。お伺いいたします。

6問目。また、岩佐市長は「羽ノ浦小学校の共栄病院跡地移転は私の選挙公報に載っていないので公約でない」と発言されておりますが、選挙公約ではなかったのでしょうか。お伺いをいたします。

最後の質問になりますが、羽ノ浦小学校を現地建て替えするとの羽ノ浦小学校整備計画の基本計画は、今、どのようになっているのでしょうか。白紙にはなっていないのでしょうか。以上、7問について質問をいたします。答弁によりまして、また再問させていただきます。よろしくお伺いいたします。

なお、先週、この質問の全文を担当課に配布しておりますので、抽象的にならず、具体的にお答えいただければありがたいと思います。よろしくお伺いをいたします。

金久委員長 田上教育総務課長。

田上 課長 教育総務課、田上でございます。福島委員の、羽ノ浦小学校の建て替えについての御質問にお答えいたします。

まず、「どのような方法で意見を聞くのか」とのお尋ねでございますが、羽ノ浦小学校の建て替えにつきましては、アンケートを取るなどして地元の意見を聞いてまいりたいと考えております。

次に、「羽ノ浦小学校を移転する住民合意ができた場合、用地取得はどのように対応されるのか」との御質問でございますが、現在のところ、共栄病院跡地の購入予定はないと認識しております。

次に、徳島県厚生農業協同組合連合会を訪問した日時と、その際、要請に対する回答についての御質問ですが、市長からは「協力要請はしていない」と伺っております。また、訪問日時についても「不明である」とのことでございます。

次に、羽ノ浦小学校現地建て替えの経緯や歴史についての御質問でございますが、これまでの歴史、経緯を踏まえ、建て替えに当たりましては羽ノ浦地区全体の教育環境の将来を見据えたうえで、さまざまな観点から考えていかなければならないと存じております。

次に、「羽ノ浦小学校の共栄病院跡地移転は選挙公約ではなかったのか」との御質問でございますが、「選挙公約ではない」と伺っております。

次に、「羽ノ浦小学校整備計画の基本方針は白紙になったのか」との御質問でございますが、先日の一般質問におきましては、「羽ノ浦小学校の現地建て替えを否定しているものではなく、現地建て替えがいいのか、他の場所がいいのか、住民合意を図っていく」とお答えをいたしました。従いまして、羽ノ浦小学校整備計画を白紙にしたものではなく、羽ノ浦小学校の建て替えにつきましては、羽ノ浦地区全体の教育環境の将来を見据えたうえで、さまざまな観点から考えていかなければならないと存じております。以上、お答えとさせていただきます。

金久委員長 福島委員。

福島 委員 御答弁をいただきましてありがとうございます。

やっぱり、今、聞いていたら、私の質問を復唱して、その繰り返しを答弁にしているように思います。私の聞いた質問を、同じことを繰り返して答弁にしているんです。全く、私の質問については答えていただいております。全ての問題について。しかし、これは私、本当に課長に申し訳なく思っております。これは、今まで岩浅嘉仁さんのときから羽ノ浦小学校は現地建て替えをするという、ずっと進めてきておりました。そ

して、表原市長も進めておりました。この間、私、議員としておりましたが、私なりに、私は住民合意を得ていたと思うんです。

(口々に云うものあり)

福島 委員 委員長、先ほどから私の質問によくいわれるんですが、注意をお願いいたします。

金久委員長 指名をしていないので、発言を控えてください。

福島 委員 どこまで質問をしていたか分からなくなった。委員長、よろしくお願いします。
やっぱり今まで教育委員会の課長も、部長もみんな、さっきの方針できて、私たち議員も、羽ノ浦小学校の質問をしましたが、「いつ、早くしてください」という質問だったと思うんです。しかし、岩佐市長が県議会議員を辞めて市長選に出るといった前後から、この話は持ち上がってきたと思っております。そして、今まで教育委員会の皆さんも現地建て替えの方針でしていたので、いくら質問をしても答えられないんです。ですから、このように、私の質問を反復したような答弁になっております。
それで、市長しか答えられないので市長にお伺いいたします。また同じ質問ですが、第1問目に私がいった「現地建て替えでいいのか、他の場所がいいのか。あまり時間をかけることなく皆様の意見を聞き、住民合意を図っていく」と述べておりますが、どのような方法で意見を聞き、また、新聞報道でも「アンケートを取る」とっておりますが、どこを対象としてアンケートを取るのかお伺いいたします。1問1答でいきます。よろしくお願いします。

金久委員長 田上教育総務課長。

田上 課長 福島委員の御再問にお答えをいたします。
アンケートについてでございますが、アンケートにつきましては、その内容とか手法時期につきまして、今後、検討してまいりたいと思います。以上、お答えをいたします。

福島 委員 分かりました。
では、アンケートをするときの場所は、羽ノ浦町といいますのは県下でも人口密度が高いんです。北島町に次いで高いんです。学校を建てるといっても物理的に場所がないんです。アンケートをするとしたら「どこにしますか」というのは取れないと思うんです。場所をどことして取るんですか。教えてください。

金久委員長 田上教育総務課長。

田上 課長 教育総務課、田上でございます。福島委員の御質問にお答えをいたします。
アンケートにつきましては今後、十分、検討してまいりたいと思います。以上、お答えをいたします。

福島 委員 ありがとうございます。
市長、市長がいったのでこんな苦しい答弁をしているんです。市長が答弁するのが本当でないのでしょうか。私は今まで、岩浅市長も、旧羽ノ浦町のときにいろんな町長の答弁を見てきました、表原市長も。そんなときは市長が、市長がしたことについては市長が、職員、今まで課長は、岩浅嘉仁さんが決めた基本方針でずっときていたんですよ。トップダウンといいかけたのはあなたなんです。それで、あなたが答えなければどうするんですか。どうぞ、お答えください。

金久委員長 岩佐市長。

岩佐 市長 福島委員からの質問にお答えさせていただきます。

アンケートに関しましては先ほど、課長からも御答弁がありました。今後において、その内容、また手法等に関しては検討していきたいところではございます。その対象範囲に関しては、今、小学校の建て替えに関しては、やはり、一方で小学校の再編、統合という話もございます。そうした面も踏まえて、その対象範囲を羽ノ浦小学校区域に限るのか。また、羽ノ浦町全体に限るのかということも検討しなければならないものと考えております。

福島 委員 場所、場所。

金久委員長 岩佐市長。

岩佐 市長 建て替えの場所に関してですが、まず前提として申し上げておきますが、私は代表質問、一般質問のときにも御答弁させていただきましたけれども、その場所に関しては現地建て替えも否定はしてはいないということでもあります。現状、その場所に関して共栄病院跡ということも、確かに私も、今は市長という立場でございます。しかし、当時、先ほど、県議選の前というような質問があったと思うんですけど、それは市長選の前だと思うんですが、そのときは何の立場もない身分でございまして、その中で提案をさせていただいたところではございますが、当時、ちょっと長くなって構いませんか。

ここまでの、ほかの質問とも若干、被ってまいりますけれども、これまでの経緯に関して「知っているのか」というようなこともございました。これも確かに、私としては岩浅嘉仁市長のときに、羽ノ浦小学校の建て替えに関して、現地建て替えについてということでの質問に関して、「その改築の可能性を検討していく」、あるいは「調査研究を行う」というような御答弁であったかと思っております。その方針を、というのは、あったのは私も分かっております。

ですから、あくまでもその現地建て替えを否定するものでは、全くございません。その中で、前表原市長になりまして、その現地建て替えでの基本方針というようなことが出たわけではありますが、その後、市長所信であったり、また、いろんな代表質問等で「共栄病院の跡地に関しての購入はあるのか」というような質問も出たのも知ってはおります。その中で、現地建て替え説明が昨年、令和5年の7月7日に行われたと聞いておりますし、また、8月23日に、これはJAの解体に関してということでも聞いております。また、・・・。

福島 委員 市長、次、続きますので簡潔、明瞭をお願いします。

岩佐 市長 なので、建て替えに関しては、私はその現地建て替えを否定するものではないというような中でのアンケートを取りたいと思っております。失礼しました。

福島 委員 ありがとうございます。

もう、これはこれ以上聞いても新たに出ないと思いますので、次、2問目について伺います。共栄病院跡地は既に売却されたとお聞きしていますが、羽ノ浦小学校を移転する住民合意ができた場合、用地取得はどのようになさるのですかという質問です。

これについても、市長が「私はしたい」、「私は県議のときから共栄病院跡地は正方形ではないけど、長方形で、道の整備もいい。今の小学校はいびつだし、道が通っている。ぜひともそこで、すぐにでもしたい。それは住民合意を図ってする」といったわけです。

それで、今日も、羽ノ浦小学校に関心のある方がたくさん見に来ています。ですから、せっかく具体的におっしゃってあげないと、私は期待を失うのではないかと思うんです。ですから、もし、住民合意ができたときにはどうするんですか。それを明確に教えてください。

金久委員長 福島委員、跡地のことについてはもう買収をしないという、一旦、答弁が出ておりますので、住民合意で跡地になるとか、そういうことの質問ではないと思うんですが。

福島 委員 それは市長、共栄病院はもう断念したということでしょうか。

金久委員長 岩佐市長。

岩佐 市長 住民合意ができるかどうかというのが一つ、あると思います。そのうえで、現時点においてはその買収する計画はないということでもあります。

金久委員長 福島委員。

福島 委員 だから、合意ができたらどうなさるんですかという質問なんです。どうなさるんですか。

金久委員長 まだこれから同意のための手続きを踏むということ、説明を、答弁をもらっていますので、できたらというのはその時点だと思いますので。

福島 委員 委員長がおっしゃるので、委員長に従います。
次に質問3の、昨年12月26日の、星加議員が質問いたしましたように、厚生連に行ったことはお認めになりましたが協力要請についてはお答えになりませんでした。今日聞いたら、協力要請はしていないということです。
それでは再問いたしますが、大体、あるところへ訪問する場合、一般的に目的があつて訪問します。どういう目的で御訪問なされたのでしょうか。

金久委員長 岩佐市長。

岩佐 市長 厚生連を訪問した理由でございますが、これに関してはやはり地元の医療センターの運営もされております。阿南市内の地域医療を守るためにはやはり、この医療センターとの連携というの、これからの阿南市にとって大変重要だという観点から、まずは主たる目的として厚生連を訪問させていただきました。

金久委員長 福島委員。

福島 委員 ありがとうございます。星加議員の質問のときにそうやって答えたらよかったんです。質問に対して何ら答えなかったのですね。
それでは、私が聞きます。そのときに、厚生連から共栄病院の跡地のことについて、例えば、私でも知っているんです。厚生連は、厚生連のホームページで8月1日から9月1日まで公募するといつて、皆、しているんです。ですから、皆、知っているんです。ですから、この共栄病院の跡地のことについてとか、日程についてのお話は一切なかったのでしょうか。訪問したときに、共栄病院の跡地のことについて、市長は協力要請をなさっていませんけど、話題にはなつたのでしょうか。

金久委員長 岩佐市長。

岩佐 市長 厚生連を、日時等もあやふやで大変申し訳ございません。これに関しては、私の記憶も辿ったらなんですが、まず8月26日に羽ノ浦のまちづくりを考える会において、共栄病院の跡地利用ということも話をされて、新聞報道にも出ました。そうした住民の皆さんのお声を確認する意味合いでも、厚生連を訪れた際に、厚生連の、今の、共栄病院の跡地の現状ということに関しては確認させていただきました。ただし、そういった、何の立場もない私でございますので、協力要請というかたちではございません。確認はさせていただきます。

福島 委員 ありがとうございます。そうやって答えていただいたら議論が進んでいくんですけど、ありがとうございます。

次に、第4問目ですけど、厚生連を訪問した日時、これはやっぱり誰に聞いても分からないんです、何月何日というのは。それで私は質問で「県議会議員選挙の前、もしくは後ろ、何月中旬でお答えください」といったんですけど、分かりませんか。

藤本 議長 市長選挙。

福島 委員 違う、違う。県議会議員選挙です、お聞きしているのは。そんな昔の話なので、春先の話なので。

今、行ったというのはいつ頃だったんですか。春先ではなかったんですか。

金久委員長 岩佐市長。

岩佐 市長 私の記憶では春先ではなく、先ほどいった、羽ノ浦のまちづくりを考える会等でそういった現状についてのお声があったものを受けて、それを確認するうえで、ちょっと不確かなんですけど、9月に入ってからということであります。

福島 委員 では、9月頃でよろしいんですね。さっき、8月26日に会があったのを受けて行かれたということで。分かりました。ありがとうございます。私は、早い段階から市長が訪問したというのは聞いておりますが、それは誤情報だったと思います。申し訳ございません。

次に5番目の、羽ノ浦小学校の現地建て替えの経緯や歴史を御理解されたうえでのトップダウンの発言だったんでしょうか、ということなんです。何か、はっきりいって、これを知っていて共栄病院に決めたというのであればいいし、知らなかったのなら知らなかったといってください。「向こう70年先の何とかかんとか」、「将来を見据えて」といわれても分からないので、抽象的で。私が知っているのは、市長が羽ノ浦小学校建て替えの、岩浅嘉仁さんとか、そういう御苦勞をなさって決めた、そういう経緯を知ったうえで共栄病院のことをいわれたんですか。

金久委員長 岩佐市長。

岩佐 市長 先ほどのいろんな経緯も知ったうえでではありますが、その中で住民からその現地建て替えに関して不安な声も出ているという中で、まだ、例えばいろんな検討をする選択肢として残るのであればという観点で、「共栄病院の跡地というのもどうだろうか」という発言はさせていただきます。

福島 委員 ありがとうございます。

次、質問の6ですが、選挙公約ではないということです。選挙公約ではないということで、よく分かりました。選挙公約といいますのは、一般的には当選後に実現すべき政策について、有権者に向けて表明する約束、公約に拘束されない現実の努力を行うことは責任政治の重要な要素である。選挙公約だけでなく演説、後援会活動なども一般的には選挙公約に含まれております。

岩佐市長は「選挙公約ではない」ということを、一般質問の中で「選挙公報以外は公約でない」ということをいわれました。ですから「公約でない」と言われたんでしょうが、一般的には公約というのは、立候補しようとする人が選挙前にした後援会活動とか演説とか、皆、公約に入るそうです。ですから拘束されるんです。公約でないというのなら、それで結構です。羽ノ浦小学校を建て替えしようと思ってしていた人が選挙公約ではなかったといたら、私は何か気の毒なような気がします。

最後です。「羽ノ浦小学校の整備計画は白紙に戻ったんですか」ということですが、戻ったということによろしいですね。

金久委員長 「白紙でない」、「地区全体で考えていく」という、「白紙ではありません」という答弁がされております。

福島 委員 分かりました。

金久委員長 福島委員。

福島 委員 私、お願いしたいのは、やっぱり今まで教育委員会が進めていっていたのは、現地建て替えで進めていっていたんです。市長に当選したらいい方が変わってきているんです。「将来を見据えて」とか。例えばよくいうのが、これは入札の制度についてもそうですが、皆、ニュアンスが違ってきているんです、市長になってから。

「羽ノ浦小学校の現地建て替えを否定するものではない」、「現地がいいのか、他の場所がいいのか、住民合意を図る」、「羽ノ浦小学校基本計画は白紙にしていない」、「羽ノ浦小学校の建て替えは羽ノ浦地区全体の教育環境の将来を見据えたうえで、さまざまな観点から考える」ということです。分かりました。

それで私、一つ、これで質問は終わるのでお願いしたいと思うんですが、今、教育委員会が学校の統廃合の基本計画をして、それで、議会が終わったら議員に説明するし、現地も回るといっております。ぜひともお願いしたいと思いますが、それと、「羽ノ浦小学校のチャンスを、今をチャンスととらえ、向こう70年間のことを考える」と書いた、御存知ですね。私は70年先のことは考えなくてもいいと思うんです。やっぱり考えるんだったら、せめて教育委員会がしている学校統廃合の基本計画のスパンの中で考えないと、70年ぐらいしたら、これ、誰もいないんですよ。

それで、今、大変なのは、羽ノ浦小学校は児童が多くて、これからも住宅ができて増えてくる、老朽化している。もし、岩佐市長がそういう、元に戻ってしていただけるなら、私達も地元議員として精一杯協力はいたします。ですから岩脇小学校を含めるようないい方をしておりましたけど、もし、それを含めたら、教育長、よく聞いてください。今、教育委員会が進めようとしている基本計画の対象外なんです。本来の教育委員会がしようとしていることができないと思うんです。

例えば岩脇小学校は対象外です。そこを統廃合するといったら、私は、あそこだって明治から続いている学校で、十分、クラスがあって対象外。そこまで議論をして、さらに70年先を見据えて話をするのは、ぜひともやめていただきたいと思います。

それと、もう最後にですが、羽ノ浦小学校、岩佐市長は「危険、危険」といっておりました。岩脇小学校、母校ですから御存知と思うんですが、岩脇小学校はかつて、土手から阿千田越えに行くのにまっすぐだった、御存知ですね。知らなければ結構です。そ

れが危ないということで、グラウンドを迂回して通っているんです。羽ノ浦小学校も然りなんです。羽ノ浦小学校は私が行っているときに、校庭があって、道があって、水路があって、グラウンドがあったんです。私らのときには自動車が通って、通ってしていたんです。それで、危ないということで閉鎖しているんです。

ですから今度、羽ノ浦小学校を建てるとしたら、上空通路ということもありますけど、あそこを閉鎖することもできるんです。あそこというのは、小学校を閉鎖したためにしたのでいびつな道なんです。例えば踏切から直前のところに入るようになるので、信号にしたときは大混乱があそこで起こるんです。そうしたら片一方、東のほうは、本来、道ではなかったところを道に、Tになっています。ですから、私が思うのは、今の道を閉鎖して、できると思うんです、住民、私も地元ですから協力いたします。それで……。

金久委員長 福島委員、お願いの要望は端的に 부탁드립니다。

福島 委員 それが要望です。委員長から御指摘をいただきましたので、これで質問を終了いたします。ありがとうございました。

金久委員長 続いて質問をお受けいたします。水谷委員。

水谷 委員 地域の居場所づくりについて質問いたします。現在、本市においてあななんサロンの活動補助事業が実施されています。地域住民が自宅から歩いて行ける場所に気軽に集い、いつまでもいきいきと地域の中で暮らしていけるよう、仲間づくり、生きがいづくり、介護予防活動を目的としています。あななんサロンが始まって5年は経つと思うのですが、助け合う地域づくりを進めるための有用な施策であると感じており、また、本年度から始まった重層的支援整備支援事業に通じる重要施策であるとも思っております。

このあななんサロンですが、対象者は65歳以上の高齢者であります。高齢者に加えてさまざまな障がいをお持ちの方も仲間づくり、生きがいづくりにつながる集いの場を求めています。阿南市内や徳島市内で、市民主導で開催されている障がい者の居場所づくりに何度か参加いたしました。障がいなど、特定の理由で生活しづらさを感じている同じ境遇の方々の貴重な情報交換の場、コミュニケーションの場となっており、参加者からは「もっとこんな居場所がほしい」との意見が聞かれました。主催者からは「ボランティア自主運営しているので、参加費はいくらかもらっているものの、運営費の補助があればありがたいし、回数をふやすことができる」との意見も伺っております。

高齢者の居場所であるあななんサロンのような施策を、障がい者向けに展開することに関しての御所見をお伺いします。

金久委員長 兼任地域共生推進課長。

兼任 課長 地域共生推進課の兼任でございます。よろしくお願いたします。水谷委員の、地域の居場所づくりに関する御質問にお答えいたします。

本市では地域包括ケアシステムの構築の一環として、平成29年4月から介護保険制度の一般介護予防事業に重点を置き、地域づくりに取り組んできました。高齢者が住み慣れた地域でいつまでも住み続けるためには、地域のつながりが特に重要であり、あななんサロンのような通いの場が日常の見守りや、災害時などに地域で支え合う基盤となり得るものと考え、現在も継続的に支援しているところであります。

また、国において、あななんサロンのような地域介護予防活動支援事業を重層的支援体制整備事業として実施することができると示されており、本市においては通いの場を多世代交流の場へと転換させることが、地域共生社会の実現につながるものと考え、令和5年4月から重層的支援体制整備事業の移行準備事業を開始したところであり

ます。重層的支援体制整備事業を実施していく中で、障がい者を有する方の居場所や、引きこもりの方を対象とした居場所など、高齢者のみならず、多くの方が地域の中での居場所や人と人のつながり、さらには社会の中での役割を求めているという現状にあることが明らかになってきています。

こうしたことを踏まえ、高齢者、障がい者に限らない分野、属性を越えた地域づくり事業及び参加支援事業の早急な展開が必要であることも認識しており、事業を推進するうえで軸となる生涯相談支援事業者をはじめとする相談支援事業体制の強化、また財源確保、支え手となり得る組織、人材育成、プラットフォームの構築などの重要課題も多くございますので、今後におきまして、少しずつではありますが、まずは課題解決に向けた検討から進めてまいりたいと考えております。以上、お答えとさせていただきます。

金久委員長 水谷委員。

水谷 委員 お答えありがとうございました。ぜひとも地域づくり、参加支援のほう、岩佐市政において前へ、前へと進めていただけるようお願いいたします。以上です。

金久委員長 ほかにございますか。荒谷委員。

荒谷 委員 学校給食についてお伺いしたいんですが、担当課の方にはいろいろ申し上げて、なかなかお答えしにくい部分もあると思うんですが。まず、学校給食のアレルギー対応について、現在の状況をお聞きしたいと思います。

金久委員長 松本学校給食課長。

松本 課長 学校給食課の松本です。よろしく申し上げます。荒谷委員の御質問にお答えをいたします。

本市の学校給食における食物アレルギー対応といたしましては、令和2年度より特別調理室を備えた中央学校給食センターの配送校を対象といたしまして、まず卵、ソバの除去食を提供いたしまして、令和4年度からは牛乳、乳製品の除去食も提供しているところでございます。以上、お答えとさせていただきます。

金久委員長 荒谷委員。

荒谷 委員 ありがとうございます。一応、アレルギー対応ということで、中央給食センターのほうでその地域だけなさっているとお聞きいたしておりますが、学校にアンケートを取って、卵はだめだ、ソバはだめだ、牛乳はだめだということで、割合としたらどれが一番多いのか、ちょっとお尋ねいたします。

金久委員長 松本学校給食課長。

松本 課長 学校給食課の松本です。

毎年、年度初めに児童、生徒、園児の食物アレルギー調査を実施しているところでございます。その中では、やはり一番多いのが卵の食物アレルギーの児童、生徒、園児の数が一番多くて、今年度調査によりますと32名の児童、生徒、園児の皆さんがこのアレルギーを持たれているということでございます。以上、お答えとさせていただきます。

金久委員長 荒谷委員。

荒谷 委員 ありがとうございます。

卵が一番多いということでございますが、除去食といったら、卵もほとんど入っていると思うんです。それと牛乳も多いと思うんですが、そういった場合、入った場合は保護者に連絡をして、1カ月の献立が出ますよね。その中でお弁当を持ってきてくださいとか、そういったこともなさっていると思うんですが、保護者によりましたら、中に、牛乳がだめな子が最近が増えてきているようにお聞きしておりますが、カレーでも、カレーシチューという項目があるんですけれども。そうしたら、牛乳がだめな子はもう全く食べられないというような状況で、そこを何とか、ちょっと改善してもらいたいという御意見もございます。

そんな中で、牛乳は毎日出ているんですが、牛乳代は還元するのかどうか。そこら辺をちょっとお聞きしたいと思います。

金久委員長 松本学校給食課長。

松本 課長 学校給食課の松本です。よろしくお願ひします。

まず、先ほど委員のほうからもお話がありました食物アレルギーを持つ児童、生徒の保護者につきましては献立表と、加工品を使用している場合はその原材料の配合表を事前に配布いたしまして、それぞれの御家庭のほうで御対応いただいているところでございます。

それから牛乳のアレルギーによって取られていない児童、生徒、園児につきましては、その牛乳の単価の部分を徴収しておりませんので、その児童、生徒から徴収する給食費の中で牛乳代は含まれておりませんので、よろしくお願ひいたします。以上、お答えとさせていただきます。

荒谷 委員 ありがとうございます。

できたら南部学校給食センター、そしてまた第一学校給食センター、全ての子どもたちがアレルギーの対応をしてもらえるような、将来的にそのような施設を構えるとか、それか配送するとか。配送には食事するまでに時間というのがあると思うんですが、そういったことも含めて、将来的に子どもたちが、食べるということは教育の中では一番大事なことだろうと思うので。だから、そういうことも将来的に考えていただきたいということなんです。

それと、岩佐市長は大変すばらしい施策を打っておりますが、国のほうもどうなるか、今、ちょっと議論しているところなんです、学校給食費の無償化についてです。これ、答弁では市単としたら3億2,000万円だったかな、かかると思うんですが、その中で、国のほうが議論の中で打ち立ててくれたらそれは大丈夫だと思うんですが、例えば無償化になった場合、アレルギーの子どもってどのような対応をしていくのか。そこが、ちょっとこれからの論点になると思うんですが。そこら辺、もし、分かる範囲内で考えていらっしゃるのであればお聞きしたいと思っております。

学校給食費の無償化とアレルギーは別だということを考えるんじゃなくて、アレルギーの子は市として、国としてどうするのかということをお聞きしたいと思います。

金久委員長 松本学校給食課長。

松本 課長 学校給食課の松本です。よろしくお願ひします。

まず、後半のほうの質問にございました、今後、学校給食費の無償化を検討するにあたってというところでございますが、まず、学校給食費の無償化につきましては、子育て世代の経済的負担を軽減させるという取り組み施策でございますので、学校給食費無償化の検討に当たりまして、給食の量や質のレベルを下げるといったことや、食物アレ

アレルギー対応を後退させるといったことは全く考えておりません。引き続き、安全、安心でおいしい学校給食を安定して提供してまいりたいと考えております。

それから、現時点での食物アレルギー対応でございます。これにつきましては、文部科学省作成の学校給食における食物アレルギー対応指針に示されております「安全性を最優先とする」、また、「医師の診断による学校生活管理指導書の提出を必須とする」、「安全性確保のため、原因食物の除去対応を原則とする」、「調理場の施設、設備、人員等を鑑み、無理な対応を行わない」などの原則に基づきまして、除去食の対応をしているものでございます。

現在のところ、特別調理室のない第一学校給食センター及び南部学校給食センターにおいて除去食の対応はできませんが、南部学校給食センター調理業務の民間委託の再委託の検討に合わせまして、食物アレルギー対応が市内統一の基準で実施できるよう検討してまいりたいと考えております。以上、お答えとさせていただきます。

荒谷 委員 御答弁ありがとうございました。よろしく願いいたします。

やはりアレルギーの子どもを持つ方々が本当に、メールなんかで「どうにかしてもらいたい」という、そういう悲痛な言葉が並んでいたりするんです。だから、やはりそういうこともあるということを知っていただきたいということでございます。

それと、公民館の件についてですが、生涯学習課としては公民館という位置づけはどのように考えられているのか。私、考えるんですが、やはり地元に着目した、そして地元一番の公民館活動をされていると思うんですが、生涯学習課としてどのように捉えられているのかをお伺いいたします。

金久委員長 山下教育部参事。

山下 参事 生涯学習課課長、山下でございます。先ほどの荒谷委員の御質問に御答弁をさせていただきます。

現在、市長の公約にもありますように、市内14地区ごとの個性を活かしたまちづくりということで、公民館等を拠点として活動していかなければならないということで、地域の中の主体として、今後とも取り組んでいきたいと思っております。以上、御答弁とさせていただきます。

荒谷 委員 ありがとうございます。

いろいろ、館長さんから「公民館の役割ってどういう位置づけにされているのかな」というような心配とか、そういったことが最近、非常に多くなってきております。細かいことを申し上げたら、ちょっといけませんので、主だったことだけ申し上げたいと思います。

富岡公民館に関してですが、1月24日に休館というような、広報に出ておりました、公民館だよりで。その休館になった流れとか、理由とか、それをちょっとお聞かせいただきたいと思っております。

金久委員長 山下教育部参事。

山下 参事 生涯学習課、山下でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。富岡公民館、1月24日の休館の経緯について御説明させていただきます。

富岡公民館の1月24日の休館につきましては、高圧気中負荷開閉器の取り換えでございます。この高圧気中負荷開閉器と申しますのは、電柱から施設に電気を引き込む場合に、もし、施設に異常があったらほかの施設も影響を受けますので、電柱についての開閉スイッチのことでございます。この開閉器は設置以降、既に25年が経過してお

り、自家用電気工作物保守点検業者から以前より「早急に取り替えをするべき」との指摘がありました。万が一、事故が発生すると、四国電力富岡変電所及び近隣住民への波及の恐れがあり、取り換えを実施することで、施設全体といたしましても安心かつ安全に使用できるものと考えております。

そのため、この度取り換えを実施することになりましたが、文化会館と富岡公民館は高圧気中負荷開閉器からそれぞれの施設へと分岐しており、作業するには両館を停電させる必要があります、市道の交通規制、四国電力の立ち会い等も必要となり、両館の運営に支障がないように進めてまいりました。また、夜間の取り換えも検討いたしましたが、費用について、日中に比べると約50万円以上の上乗せが必要であり、今回の取り換えについては日中で、かつ運営に支障がない日を選定して行うこととなりました。

富岡公民館には事前に連絡をしておりましたが、日程が確定し、11月29日に連絡をさせていただきましたが、既にオンライン予約をされていた方については予約変更をお願いすることとなり、大変御迷惑をおかけいたしました。今後も公民館と連携し、貸館に支障がないように努めてまいります。以上、お答えいたします。

金久委員長 荒谷委員。

荒谷 委員 ありがとうございます。

事前にもう、12月といたら予約がいっぱい入ってきているんですね。富岡公民館といたら中央公民館的な役割をして、各方面から使われているということで、予約の取り消しとか、そういったことが非常に多くなったわけなんです。だから、利用される方も非常に、「急にこんなことになって、どうなっているんですか」というような問い合わせもあったりして。事前に、もう少し早く、きちんと、こういう老朽化して変えるんだったらもっと早く分かるはずなんです。だから、もっと早く、きちんと、1カ月も2カ月前から「この日はこうしますから」ということを、やっぱり連絡すべきであると思うんですよね。

そして、主事さんにも連絡されたということですが、ちょうど館長さんもそのときにいらっしゃったので、館長さんにもきちんとその旨、やっぱり説明すべきであったと私は思います。だから、そういったことも含めて、やっぱり連絡をきちんとするということが一番大事ではないかと思っておりますので。

予約された方が10件や20件あったけれども、それをまた、みんな、キャンセルしてたいへんだっただらいいんです。やはりそういうことはきちんと、1カ月、2カ月前に分かっているんでしたら、早急に取り組んで連絡してもらいたいという話がありましたので、あえて質問をさせていただきました。

それと、それぞれこれ、去年か一昨年のことですが、各公民館に主事さんがいらっしやいますね、市の職員が。これは要望とさせていただきますが、やはり携わっている地域がよく分かった方というのが一番連絡しやすいと思うんです。また、地元の皆さん、「あそこの子やな」という感じで親しみが、もっと持てると思うんです。やっぱり公民館ってそういう在り方でなければいけないと思うんです。だから、そこら辺も十分考えていただいて、公民館自体が活動できやすく、そして地域も受け入れやすく、そのような公民館の在り方というのを考えていただきたいということで、これは要望とさせていただきます。以上です。

金久委員長 続いて、福谷委員。

福谷 委員 私のほうからは、大きくは、大項目2点について御質問をしたいと思います。まず保育、子育て支援についてこども課にお尋ねをいたします。令和6年度の保育所等への入所申し込みが行われていると思います。申し込みの状況について、公立の保育

所、こどもセンター、幼稚園、私立で分けて、申し込みの児童数をお聞きします。また、昨年度との比較もお聞きいたしますのでよろしくお願いいたします。

金久委員長 中田こども課長。

中田 課長 こども課、中田でございます。よろしくお願いいたします。福谷委員の御質問にお答えいたします。

令和6年度、保育所等への入所申し込みにつきましては、去る12月8日に第一次募集を締め切り、12月19日時点での申し込み状況は、公立保育所は437人、公立こどもセンター523人、私立保育所等は680人、公立幼稚園は123人、私立幼稚園は222人で行いました。

次に昨年、令和5年度の入所申し込み状況との比較でございますが、同じ第一次募集を締め切った時点での申し込み状況は、公立保育所473人、こどもセンター511人、私立保育所等598人、公立幼稚園145人、私立幼稚園は239人で行いました。

また、申し込み児童数につきましては、今年度、既に入所をしておりまして、引き続き同じ園に在籍することが見込まれるいわゆる継続児童が、別の保育所や幼稚園に申し込みを行った場合、継続時と新規申し込み児童との両方でカウントしておりますので、実際の児童数とは異なりますことを申し添えさせていただきます。以上、お答えいたします。

金久委員長 福谷委員。

福谷 委員 この後も引き続き、募集は行われると思いますが、先ほどお聞きした申し込みの児童数の状況で、公立の保育所、こどもセンターで配置基準により必要となる職員数は何人でしょうか。

金久委員長 中田こども課長。

中田 課長 こども課、中田です。福谷委員の御質問にお答えいたします。

公立保育所、こどもセンターにおいて必要となる職員数でございますが、現時点で児童数が960人となっておりますので、令和5年12月19日時点において必要となるのは、所長を除きまして157人でございます。内訳はフリー保育士を含めた主任保育士が29人、年齢に応じた担任が128人を予定しております。

なお、これは令和6年度に児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の職員配置基準の見直しが予定されている3歳児は15人に1人、4、5歳児は25人に1人の保育士数に応じた基準で考えております。また、4月1日までには二次募集、三次募集、四次募集と随時、募集を行ってまいります。利用調整の結果、私立保育所等への申込者が公立保育所等への入所となる場合もございますので、公立のほうで受け入れる児童数は御説明させていただきました以上に増加すると見込んでおります。

さらに、保護者からの要望によりまして、加配保育士を必要とする児童についてはできる限り保育士の配置をしておりますので、必要な保育士数はさらに増えるものと考えております。以上、お答えいたします。

金久委員長 福谷委員。

福谷 委員 ありがとうございます。

では来年度、157人の保育士の職員配置数の説明がありましたけれども、その必要人数を確保することは可能なのでしょうか。

金久委員長 中田こども課長。

中田 課長 こども課、中田です。福谷委員の御質問にお答えいたします。
保育士の必要人数の確保についてでございますが、保育士の配置につきましては、まず正規職員の保育士についてでございますが、令和6年1月4日時点で育児休業、または病気等による休養を除き、令和6年4月に配置を予定する正規職員の保育士は94人を予定しております。

次に会計年度任用の保育士につきまして、令和6年度の任用に係る応募の状況は、フルタイム保育士として72人、パートタイム保育士として58人、合計130人の応募をいただいております。会計年度任用の採用につきましては今後、面接等の選考を実施してまいります。現状といたしまして、第一次募集に申し込まれた入所児童数960人に対して、配置基準から必要となる保育士数を上回る応募をいただいているところでございます。なお、先の御質問で御説明いたしましたとおり、受け入れる児童数は今後、増加することも見込んでおります。以上、お答えいたします。

金久委員長 福谷委員。

福谷 委員 ありがとうございます。やはり正規職員が94人、会計年度のフル、パートというかたちに頼っていると。もう過半数以上が、阿南市の大切な子どもを非正規の方が見ているということについては、この後、職員採用等について検討していくべきだろうと思います。

先月の22日にはこども未来戦略が閣議決定されて、保育士の配置基準を見直すことが盛り込まれました。経過措置があるものの、来年度2024年4月から、4歳、5歳児については、保育士が見る児童数が30人から25人に改善されます。本市においても保育士の配置基準を早急に見直し、来年度にも保育士を増員させる施策を展開すべきと考えますが、御所見をお聞きします。

金久委員長 中田こども課長。

中田 課長 こども課、中田でございます。福谷委員の御質問にお答えいたします。

福谷委員からもございましたように、政府は去る12月22日、次元の異なる少子化対策の具体的な政策メニュー、こども未来戦略を閣議決定し、保育士の配置基準の見直しが盛り込まれました。同戦略では経過措置を設けつつも、令和6年度から、4、5歳児について保育士1人が見る児童数を30人から25人に、令和7年度以降、早期に、1歳児についても6人から5人に改善を進めるとしております。

本市における保育士の配置に係る現状でございますが、配置基準であるクラス担任を正規職員及びフルタイムの会計年度任用職員で配置することを基本としておりますが、加配保育士数を含む予定数の確保には至っていない状況でございます。また、今回の配置基準の見直しにつきまして、1歳児の職員配置は、既に本市は5人に1人の配置基準としておりますが、今後、令和6年度からの改善につきましてもできる限り対応してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、保育士の負担軽減となる配置基準の見直しは、保育士の職場環境を改善するものであり、この改善を子どもの健やかな成長につながる保育環境の充実につなげてまいりたいと考えております。以上、お答えいたします。

金久委員長 福谷委員。

福谷 委員 ありがとうございます。やはり人員確保をしっかりと取っていただいて、安心、安全な子育て支援ができる対応をお願いしたいと思います。

続いて羽ノ浦さくら保育所が、この3月末をもって閉所となり、羽ノ浦くるみ保育所の給食が平島こどもセンターから外部搬入されることになることについてお聞きします。

一つ目、給食の外部搬入元が羽ノ浦さくら保育所から平島こどもセンターとなることで配送時間などはどのように変わりますか。

2点目、外部搬入されることにより調理の内容が変わったり、時間差で調理することにはなりませんか。また、温かい料理や保冷を必要とする料理はどのように対応されますか。

3点目、このように調理の負担が増えることについて、調理員の確保はどのように考えていますか。お聞きいたします。

金久委員長 中田こども課長。

中田 課長 こども課、中田でございます。福谷委員の御質問にお答えいたします。

給食の外部搬入についてでございますが、これまで羽ノ浦くるみ保育所の給食は、羽ノ浦さくら保育所で調理した給食を外部搬入してまいりましたが、本年3月でさくら保育所の閉所に伴い、4月からは平島こどもセンターから外部搬入をすることとしております。この変更によりまして、羽ノ浦さくら保育所からの配送に比べまして、平島こどもセンターからでは距離がおよそ1.1キロから、およそ3.7キロへと延び、配送時間はおよそ5分からおよそ10分になる予定でございます。

次に給食内容ですが、基本的に、羽ノ浦さくら保育所で行ってきた内容と同じでございまして、外部搬入による調理内容の変更はございません。調理につきましても、配送分か自園分かで、時間差等での調理を行うことはなく、平島こどもセンター分も羽ノ浦くるみ保育所分も一緒の工程で調理を行い、できあがると、平島では配食準備を行い、くるみ保育所分は給食を食缶に入れ、コンテナに収納、車に乗せ、配送いたします。

温かい、または保冷の必要な料理につきましても、これまでのさくら保育所からの配送のときと同様に、二重構造の食缶や保冷材の使用による温度管理を行い、配送時の対応をしてまいりたいと考えております。

次に、調理にかかる負担についてでございますが、業務開始時刻は変わらないため、配送時間の増はその分、調理時間が短くなる状況となりますが、対応策といたしまして、これまでに配送の給食調理の経験者を配置することや、人員の拡充によりまして対応してまいりたいと考えております。以上、お答えといたします。

金久委員長 福谷委員。

福谷 委員 新しい取り組みでありますから、しっかりと調理する調理員さんの負担も考えながら、子どもたちにとって安心、安全な給食が提供できるよう、進めていただきたいと思っております。

最後になりますが、春日野地域の下水道の公共下水道への事業転換についてであります。このことについては住民説明会を2回ほどしております。詳しい内容については昨年12月11日の全協で説明を受けましたけれども、その中身について、相当な経費を要するということが分かりました。今までこんな説明がないので、一つは、全体のスケジュールについてどのように進めていくのか。そしてまた、総事業費と維持管理費についてどのようになるのか。三つ目は、下水道使用料について、お答えいただければと思っております。

金久委員長 小休いたします。

金久委員長 再開いたします。
山田環境保全課長。

山田 課長 環境保全課の山田でございます。福谷委員の、春日野地域下水道の公共下水道への事業転換について、まず1点目が、全体計画に係る工事が完成するまでのスケジュールと総事業費と、それと維持管理に係る費用という御質問で理解しております。

まず、1点目の工事が完成するまでのスケジュールについてでございます。下水処理場を改築することを想定した事業工程といたしましては、令和6年度に公共下水道に事業転換したのち、処理場の耐震診断を行いまして、その結果を踏まえ、令和7年度、8年度の2カ年をかけてストックマネジメント計画を策定し、整備方針を決定したのち、令和9年度に全体計画も含めた事業計画の見直し、令和10年度に基本設計、令和11年度に詳細設計を行い、令和12年度から令和14年度までの3年間におきまして、新たな処理場の建設及び既存の処理場の解体工事を行う予定といたしております。

また管路施設につきましては、処理場の改築工事期間の最終年度となる令和14年度に詳細設計を行い、令和15年度から令和17年度までの3年間におきまして、管渠の改築工事を行う予定としており、令和18年度から令和22年度までの5年間におきまして、後発的に開発された住宅団地への管路の整備等を行う予定としており、全体事業の完了予定は令和22年度としているところでございます。

次に総事業費につきましては、処理場の整備方法を比較的狭い建築面積で整備が可能で、安価なオキシデーションディッチ法プレハブ方式により改築することを前提といたしまして平成28年度において積算し、約19億7,000万円を見込んでいるところでございます。

続きまして、維持管理に係る費用についてでございます。令和6年度当初予算の要求段階での計画額で申し上げますと、春日野地域下水道処理施設の維持管理に係る費用の総額は、約1億1,000万円でございます。その内訳でございますが、歳入では使用料が約2,600万円、一般会計繰入金が約8,400万円となっております。また、歳出では人件費が約3,000万円、下水道処理施設運転管理費が約3,100万円、その他の費用の計が約4,900万円となっており、次年度以降につきましても、現時点では歳入、歳出とも同様の額としているところでございます。以上、お答えいたします。

金久委員長 福谷委員。

福谷 委員 御丁寧な説明ありがとうございます。

総事業費が20億という状況になっておりますけれども、これはあくまでも平成28年度に積算したということで、これが、物価高騰という中ではやっぱりどんどん上がるということがありますので、しっかりと、その分については御検討していただきたいと思っております。

それから、一般会計から8,000万円余りの繰出金を見込まれているとのことですが、今まで春日野地域下水道事業には一般会計からの繰り出しはほとんどなかったように記憶しています。公共下水道事業に転換した途端に拠出金が必要になるのでしょうか。お尋ねをいたします。

金久委員長 山田環境保全課長。

山田 課長 環境保全課の山田です。

福谷委員の、春日野地域下水道事業における一般会計からの繰出金に関する御質問でありますが、財政計画上におけます一般会計繰入金約8,400万円は、令和6年度当初予算の見積額を反映したもので、実際の予算額ではないことを前置きさせていただきまして、一般会計からの繰入金を必要とする事業費の内訳といたしまして、公営企業会計処理や施設整備に係る技術職員の人件費の増加、それと、公共下水道事業として処理場を運転管理するための民間委託費の純増、それと、電気料金の高騰による需用費の増加などがございます。

なお、予算編成後、あるいは執行段階におきましては、歳入、歳出ともそれぞれ費用に増減が生じる可能性がございますので、御理解を賜りたいと存じます。以上、お答えとします。

金久委員長 福谷委員。

福谷 委員 ありがとうございます。

これにしても8,000万円という大きな額だと思います。これが毎年となると、一般会計の負担も懸念されます。そのことについては今後、予算案が示されてから、改めて確認をさせていただきたいと思います。

次に、使用料についてお尋ねします。春日野地域下水道の使用料1,900円は、富岡地区の公共下水道の使用料2,900円より安いわけですが、令和6年度から公共下水道に転換するという事は富岡地区と同じ料金になるのでしょうか。お伺いいたします。

金久委員長 山田環境保全課長。

山田 課長 環境保全課の山田です。福谷委員の公共下水道の事業に転換した場合における、令和6年度からの春日野処理区の下水道使用料についての御質問にお答えいたします。

公共下水道春日野処理区の下水道使用料につきましては、これまで住民説明会におきまして「ストックマネジメント計画を策定し、既存の処理施設の大規模な改修等が必要となった際には、その一部について、下水道使用料について御負担をいただく方針である」と説明をさせていただいておりますので、それまでの間は、使用料は現行のまま据え置きしたいと考えております。

なお、今後におきましては、阿南市公共下水道事業受益者負担金等審議会を開催し、審議会からの答申を踏まえ、市において使用料を定め、議会に阿南市下水道条例の改正案を提出する予定といたしております。以上、お答えとします。

金久委員長 福谷委員。

福谷 委員 ありがとうございます。

先の全員協議会では「令和3年度から事業転換に向けた準備をしてきた」との説明を受けましたが、これまでの間、事業計画に関する具体的な説明はなかったように思います。具体的な、20億円もの事業費がかかる大きな事業であるにもかかわらず、4月の供用開始を目前にした12月になってようやく事業の概要が説明されるというのは、あまりにも遅くないでしょうか。しかも、こちらから質問をして、初めて全体の事業費や全体スケジュールが示されるような対応では困ります。やはり議会への説明が不十分でなかったのかという声も聞かれます。

最初に申し上げましたけれども、事業計画の全体のイメージが理解できていないこと

に加えて、市議会として十分な議論ができていない状況で、3月定例会に条例案や予算案を出されましても、審議しかねるのではないかとということを申し上げまして、私からの質問を終わります。

金久委員長　ほかに質問はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

金久委員長　質問がないようですので、本委員会の所管に係る一般質問を終結させていただきます。以上で本委員会を閉じることといたします。閉会に当たりまして、市長から御挨拶をいただきます。岩佐市長。

岩佐　市長　本日は文教厚生委員会を開催していただきまして誠にありがとうございました。また、提案させていただきました案件につきましては、原案どおり御承認を賜り、厚くお礼を申し上げます。御審議の中で賜りました御意見、また御提言につきましては、今後の市政運営にしっかりと活かしてまいりたいと存じます。本日は大変お世話になりました。ありがとうございました。

金久委員長　これをもちまして文教厚生委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。

閉　会　　14：21
